

# 神道夢想流杖道水月会会則

## 名称及び本部所在地

### 第1条

本会は神道夢想流杖道水月会と称する。

### 第2条

本会は本部を事務局長宅に置く。ただし、本会の運営上特に必要があり、役員会で決定した場合は他に置くことができる。

## 目的及び事業

### 第3条

本会は（財）全日本剣道連盟（以下「全剣連」という）の理念に基づき、神道夢想流杖道と全剣連杖道の修業と振興に努め、会員相互の親睦研修を図ると同時に、外部関連諸団体との交流の窓口となり、もって斯道の発展に寄与することを目的とする。

### 第4条

前条の目的を達成するために本会は次の事業を行う。

- (1) 定例稽古会（於権太坂小学校体育会他）
- (2) 各種大会、演武大会等への参加
- (3) 講習会、合宿稽古会
- (4) 会員名簿の作成、更新
- (5) 機関誌の発行、関連図書、資料の閲覧、購読のあっせん

## 会員

### 第5条

本会の会員は次の通りとする。

#### (1) 正会員

神道夢想流杖道及び全剣連杖道の修業を志す者で、本会が入会を認め、所定の会費を納入した者。

#### (2) 賛助会員

本会の主旨、目的に賛同するが事情あって本会の事業に参加できない者で、所定の賛助会費を納めたもの。

#### (3) 名誉会員

本会に特に功労のあった者で役員の議決をもって推薦された者。

## 第6条

賛助会員は本人の希望により正会員に移籍することができる。その際正会員としての会費を納めなければならない。

## 第7条

会員は段位、取得年月日、取得場所、氏名、住所、職業、連絡先等に変更があった場合は速やかに会長に報告するものとする。

## 会員の特典

### 第8条

会員は次の特典を得る。

- (1) 神奈川県剣道連盟杖道部会及び神奈川県剣道連盟居合道部の入会を申請できる。
- (2) 全剣連審査会の参加を申請できる。
- (3) 本会が催す稽古会及び本会が所属する又は協賛する団体等の稽古会、講習会等に参加できる。

## 資格の喪失

### 第9条

会員は次に挙げる事由に該当する時に資格を喪失する。

- (1) 退会
- (2) 死亡
- (3) 除名

会費の滞納、本会規定に違反したとき、武道の尊厳を著しく傷つけたとき、または本会役員 of 指導に反する行為があったときは、総会の議決を経て理事長がこれを除名することができる。

### 第10条

賛助会員は継続の意思表示のない場合、満3年にいたった時点で資格を喪失する。

## 役員

### 第11条

本会は次の役員を置く。

会長1名、副会長2名、理事長1名、理事若干名、事務局長1名、会計2名、監査2名。

### 第12条

会長は正会員のなかより総会の議決をもって選出する。役員は会長の推挙に

より総会にて選出する。役員任期は2年とする。但し、重任を妨げない。役員に欠員を生じ会務に支障あるときは、第11条の規定に従い補充することができる。但し、その任期は前任者の残存期間とする。

#### 第13条

本会は、師範、副師範を置く。

- (1) 師範、副師範は、役員承認を得て会長が委嘱する。
- (2) 師範、副師範は、必要に応じて役員会の諮問に応じる。

#### 第14条

本会は、名誉師範、名誉会長及び顧問を置くことができる。

- (1) 名誉師範、名誉会長及び顧問は、役員承認を得て会長が委嘱する。
- (2) 名誉師範、名誉会長及び顧問は、必要に応じて役員会の諮問に応じる。

#### 第15条

役員業務は概ね次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、これを統轄する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長不在の時はこれを代行する。
- (3) 理事長は会長の指示を受け、委員を統括し、常時会務の企画、立案、実施等全般を処理する。
- (4) 会計は会長の指示を受け、金銭の出納を担当する。
- (5) 監査役は会長の命に従い、随時会計業務を監査する。
- (6) 理事は会長の命により会務を審議し、かつその実施に当たる。

### 会議

#### 第16条

会議を分けて、総会、役員会及び委員会とする。

#### 第17条

定時総会は毎年1回会長がこれを招集し、本会の事業経過、収支報告、新役員選出、予算案及び監査報告ならびに議決を行う。

#### 第18条

総会は正会員定足数の3分の2の出席をもって議決をなしうる。

#### 第19条

役員会は正副会長、理事長、理事より構成され必要に応じて会長がこれを招集し会務を議決する。

#### 第20条

本会の事業遂行上必要ある時は、役員会に諮って会長が委員会を設置する。役員会の構成委員は会長の推挙により役員会が選任する。

## 会費及び会計

### 第 21 条

会費は入会金、年会費及び賛助会費よりなり、その金額は別途にこれを定める。

### 第 22 条

会員は遅滞なく会費を納入するものとする。事情により 6 ヶ月以上の間稽古を休む場合は、本人申請により賛助会員に移籍することができる。

### 第 23 条

本会に納入された会費等は原則としてこれを返却しない。

### 第 24 条

会費を納入しない者は会員としての特典を失うほか、除名等の処分の対象となる。

### 第 25 条

本会の会計年度は毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

## 補則

### 第 26 条

この会則施行上の細則は役員会の議決をへて別に定める。

### 第 27 条

本会則の改訂は総会の議決をもってする。

### 第 28 条

初年度の会計年度は、本会則の施行日より最初に到来する 3 月 31 日までとする。

## 附則

この会則は、平成 24 年 1 月 29 日から施行する。

## 水月会会員互助及び顕彰規定

### 会員互助

#### 第1条

会員互助の精神に基づき、本会は以下の慶弔見舞を行う。

- (1) 会員本人の慶弔に際し、お祝い金、弔慰金を支出する。
- (2) お祝い金、弔慰金の額については、役員会に諮って別途これを定める。
- (3) 必要に応じ、役員会は本規定の実行に伴う出費を、臨時費用として会員に要請することができる。

### 顕彰

#### 第2条

本会は、特に本会の発展、普及に功績のあった会員、および、本会の名誉を高めるに顕著な功績のあった会員、若しくは杖道の発展に著しく寄与したと認められる功労者に対し、表彰を行うことができる。表彰の実際については、その都度役員会がこれを諮り、会長が決する。

### 附則

この規定は、平成3年度より施行する。

### 附則

この規定は、平成24年1月29日から施行する。